

平成 21 年 11 月 4 日
入札監理小委員会

入札監理小委員会における審議の結果報告

国立科学博物館の施設管理・運營業務

独立行政法人国立科学博物館の「国立科学博物館の施設管理・運營業務」については、平成 22 年 4 月から平成 25 年 3 月までの 3 年間の契約により民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。

これに基づき、国立科学博物館から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 総合案内・展示施設等案内業務の減員及び増員の提案について（仕様書 P.25）

【論点】

本業務については員数の減員も増員も提案可能とされているが、極端な減員の提案がなされた場合に、こうした提案を排除する仕組みがないのではないか。

【対応】

科学博物館が考える下限の員数を仕様書に示し、それ以下の提案は認めないこととした。一方、増員の提案は認めることとし、増員の提案があった場合には、落札者評価において加点される仕組みとした。

2. 総合案内・展示施設等案内業務の業務従事者の単価について（様式集 P.28）

【論点】

本業務の業務種別が 6 つに分類されているが、民間事業者が提案する単価は 6 つの業務を平均した額を提案することになっている。経費節減の観点から業務毎に単価設定ができるようにするべきではないか。

【対応】

経費削減の観点から業務毎に単価の提案ができる仕組みとした。

3. 落札者評価について（落札者決定基準書 P.5）

【論点】

「防災設備等保守管理業務」「清掃業務」「総合案内・展示施設案内等業務」の 3 業務は、それぞれ業務毎に質の設定がなされているが、質として設定した事項と関連する形で落札者評価の評価基準を設けるべきではないか。また、「従

事者の能力・実績・適性」を評価の対象にしているが、客観的な評価が困難なことから削除するべきではないか。

【対応】

指摘のとおり各業務の加点項目欄に、「質を確保するための工夫の具体性及び適切性」という評価基準を追加した。また、「従事者の能力・実績・適正」は客観的な評価ができないことから評価基準から全て削除した。

4. 入札参加資格について（実施要項 P.7）

【論点】

「防災設備等保守管理業務の一部」「警備業務」「総合案内・展示施設案内等業務」の各業務について、6,000 m²以上の博物館・美術館等の常設展示を行う施設での業務経験を入札参加資格として求めているが、業務実績を博物館等の施設に限定している理由を明確にするべきではないか。

【対応】

国立科学博物館から、防災設備等保守管理業務の一部及び警備業務については、重要文化財等を保護する観点から入札参加資格を設定する必要がある旨の説明がなされ、総合案内・展示施設案内等業務については、博物館に来場した国民が期待するサービスの質を確保するためには、一定規模の博物館での業務実績を有する事業者の本業務を受託することが必要であるとの説明がなされた。また今回の入札参加資格を設定した場合、対象となる博物館等は関東地方1都6県内で60館以上あり、過去10年間の業務実績も含めていることから、質の維持を確保しつつも、競争性は確保されており、入札参加資格として適当であるとの説明がなされた。

以上の説明を踏まえ、本件の入札参加資格の妥当性について審議した結果、達成すべき質を確保するために必要最小限の要件を定めており、競争性も確保されていることから、本件の入札参加資格の設定について問題ないものと判断した。

以上